国 際 関 連 情 報 IFRS 解釈指針委員会報告

IFRS 解釈指針委員会の活動状況

IFRS 解釈指針委員会委員 富士通(株)財務経理本部 IFRS 推進室長 湯浅

2012年5月と7月に行われた国際財務報告 基準解釈指針委員会 (IFRS 解釈指針委員会、 以下「委員会」という。) について報告する。5 月の委員会ではこれまでに議論を重ねてきた2 件の案件について、IFRS 解釈指針案の文言の 最終確認を行い、公表することを議決した。5 月31日に一般に公開されているが、本誌でも 何度か取り上げてきた、「特定の市場で事業を 行う企業に対して公的機関が課す賦課金に関す るガイダンス案 | と、「非支配持分に係る売建 プット・オプションに関するガイダンス案 | で ある。これらの他、2回の委員会で議論された 案件についていくつか紹介する。文中、意見に わたる部分は筆者の私見であることを申し添え ておく。

公開された2件のIFRS解釈指針案

特定の市場で事業を行う企業に対して公的機 関が課す賦課金に関するガイダンス案

これは、政府などの公的機関によって課され る賦課金(levv)についての会計処理のガイダ ンス案である。企業が特定の日に市場に参加し ていることに対して課されるものが対象だとさ れる。内容については、本誌で何度か紹介して きたので詳細は割愛するが、こうした賦課金は 非交換取引、つまり対価性がない(例えばライ センス料などといった何らかの便益を受けるた めの支払いではない)といった特徴を持つとし た上で、どのような場合に賦課金を支払う負債 を認識するかといった点に関するガイダンス案 である。原則をわかりやすくするために、設例 も付いたものとなっている。2012年9月5日 を期限として90日間のコメント期間が設けら れている。

• 非支配持分に係る売建プット・オプションに 関するガイダンス案

この解釈指針案も、継続的に議論をしてきた ものであり、本誌第36号で紹介したとおり委 員会と国際会計基準審議会 (IASB) との間で 何度もやりとりがあった案件である。最終的に IAS 第 27 号あるいは IFRS 第 10 号といった基 準の文言を改訂するのではなく、独立した解釈 指針としてガイダンスを記載することになっ た。子会社の非支配株主が保有する持分、つま り 非 支 配 持 分 (Non-controlling Interests、 「NCI」) について、その非支配株主が親会社に 売却する権利(売建プット・オプション、以下 「NCI プット」という。) を保有している場合 の、親会社の連結財務諸表上での会計処理に関 する議論である。前提として NCI プットは金 融負債であり、親会社の連結財務諸表において は、償還金額の現在価値で当初認識した上で、 その金融負債の事後の変動については、親会社 及び NCI の所有持分割合を変動させるもので はないことから、純損益で認識するというもの である。

この案件については、5月の委員会で議論している段階で既に懸念を表明するコメントが市場関係者から提出されていた。こうした背景にも配慮して、コメント期間を120日とし、2012年10月1日を期限としている。

ギリシャ国債の債務再編に関する 会計処理

●背 景

2012年2月に、ギリシャ共和国は欧州連合のユーロ財務相会合で金融支援について合意した。その金融支援の条件として、民間債権者との債務減免交渉により、債務を削減することが含まれている。5月と7月の委員会で議論されたのは、ギリシャが発行する国債(Greek Government Bond, GGB)について、民間の債権者がどのような会計処理をするべきかという論点である。

債務削減のプログラムとして、次のような条件が課されることになっている。GGBの保有者は、その満期や条件にかかわらず、いったん保有している GGB を解約し、そのうち 53.5% は放棄する。31.5% は 11 年から 30 年の満期が

ある、20 種類の新規 GGB と交換する。残りの 15% については、第三者である欧州金融安定 基金(European Financial Stability Facility, EFSF)が発行する短期証券と交換することに なる。また、新規 GGB については、満期の違 いによって段階的な固定金利が付与されている ことに加えて、GDP に連動した証券を受け取 るといった内容である。

委員会での議論

いくつかの論点が議論されたのだが、例えば当初の GGB のうち 31.5% が様々な条件の新規 GGB と交換されることについて、旧 GGB を認識の中止として取り扱うのか、条件変更として資産の認識を継続するのか、といった問題である。委員会としての見解は、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」17 項(a)」におけるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは、IAS 第 39 号 40 項² の資産の条件の大幅な変更のいずれのアプローチによっても、認識の中止とすべきだということである。こうした丁寧な分析を行った上で、結論としては、現行 IFRS として明確であるために、委員会のアジェンダとして取り上げないこととした。

今回提出された案件は、欧州証券監督機構 (European Securities and Markets Authority, ESMA) からのもので、GGB を巡る会計処理 についての実務上のばらつきを未然に防ごうと

企業は、次のいずれかの場合には(かつ、その場合にのみ)、金融資産の認識の中止を行わなければならない。

¹ IAS 第 39 号 17 項 (IFRS 第 9 号 3. 2. 3 項)

⁽a) 当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合

⁽b) 第18項及び第19項に示したような金融資産を譲渡し、その譲渡が第20項に従った認識の中止の要件を満たす場合

² IAS 第 39 号 40 項 (IFRS 第 9 号 3. 3. 2 項)

現在の借手と貸手との間での、著しく異なる条件による負債性商品の交換は、従前の金融負債の消滅と新しい 金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅 な変更は、(債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず)従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識 として会計処理しなければならない。



いうものといえる。規制当局としては、IFRS の適用上のばらつきがあることを懸念している とも伺っており、今後こうした規制当局から持 ち込まれる案件が増えていくかもしれない。

キャッシュ・フローの分類

これまでの経緯

IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」に 関して、2011年11月の委員会で、2件の案件 について議論した。1つは、IFRIC第12号 「サービス委譲契約」の範囲に該当する契約に おいて、営業者が委譲者に支払う営業権の支払 い(変動及び固定額の支払いのいずれも含まれ る)をどの区分で表示するべきかという問題で ある。もう1つはIFRS第3号「企業結合」に 関して、繰延対価及び条件付対価の支払いの表 示区分についてである。いずれも営業・投資・ 財務のいずれの区分として表示するべきかとい う論点なのだが、11月の委員会で出した結論 は結果的に案件ごとに異なる対応となったこと から、IAS 第7号に関連する論点について、包 括的に検討することが IASB から求められるこ とになった。

2012年3月の委員会で、スタッフがこれま で委員会で扱ったキャッシュ・フロー計算書に おける区分の問題について分析した結果、IAS 第7号では2つの「分類の原則」が使用されて いるとした。つまり、事業活動の性質に基づい て分類する原則と、財政状態計算書に表示され る項目の区分に従って分類する原則である。委 員会では、このうち前者の原則、すなわち事業 活動の性質による分類の方が優先されるのでは ないかという意見が大勢であった。こうした原 則を前提として、いくつかの事例を分析し、こ れらの原則が適用できるかどうかを確認するこ とがスタッフに指示されていた。

委員会での議論

7月の委員会では事例に基づいて、2つの原 則がうまく機能するかどうかの検証を行ったの だが、委員による合意は得られなかった。共通 認識としては、原則を策定して例示を出すこと については、慎重に対応すべきであるというこ とだった。これは現行の実務を大きく変更する ことに繋がる可能性があるということもある が、本質的には財務諸表の表示プロジェクトで 検討してきた論点であって、解決が難しい問題 だと認識しているためである。財務諸表表示プ ロジェクトの検討結果も改めて確認した上で、 今後議論を継続することとした。

拠出ベース約定の会計処理

従業員給付、殊に退職給付を巡る会計処理の 問題については、その複雑さと各国での制度が 大きく異なることから、IASBあるいは委員会 での議論が継続している。5月の委員会では、 以前解釈指針案としてとりまとめて公表したも のの、IASBの検討の過程で中断された、 IFRIC 解釈指針案 D9 号「拠出金又は名目的拠 出金に係る約定収益のある従業員給付制度 | を 再度取り上げ、改めて拠出ベース約定の会計処 理について、範囲を限定して検討すべきではな いかという議論が開始されている。ここでは少 し遡って経緯を述べる。

• IFRIC 解釈指針案 D9 号

委員会が IFRIC 解釈指針案 D9 号「拠出金 又は名目的拠出金に係る約定収益のある従業員 給付制度 | を公表したのは 2004 年に遡る。こ の解釈指針案は、拠出金に対するリターンが約 東されている従業員給付に、IAS 第19号「従 業員給付しの規定をどのように適用するかにつ いてガイダンスを示すものである。D9 号にお

ける約束されているリターン(約定収益)とは、固定金額(又は固定利率)が保証されているリターン、あるいは特定の資産又は指数に基づいた変動リターンを約束するもので、例として以下のような給付制度が挙げられている。

- (a) 拠出が従業員の現在の給付を基礎として毎年行われ、従業員がその拠出金に次のいずれか高い方の金額を加えた給付(一時金又は年金)を受け取る制度
 - (i) その拠出金が生み出した実際の収益
 - (ii) 給付金が支払われるまでの期間にわたる、その拠出金に対する最低限の固定収益
- (b) 約束された給付が、毎年の名目拠出額に、 当該名目拠出額に対する収益として次のいず れか高い方を加えた額である制度
 - (i) 指定された資産に基づいたリターン (例 えば上場債券に対するリターン)
 - (ii) 固定リターン (例えば4パーセント)

解釈指針案 D9 号によれば、こうしたリターンが約束されている給付については、IAS 第19 号のもとでの給付建制度に該当するとした上で、固定リターンを保証する場合、資産の将来収益に左右される場合、あるいはそれらが組み合わされた場合に分けて、ガイダンスを提供している。

• 拠出ベース約定を巡る、その後の検討経緯

しかし、委員会は 2006 年にこの論点を退職 給付に関する包括的なプロジェクトに含めるよう、IASB に委ねて、このプロジェクトを中断した。IASB は 2008 年にディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に関する予備的見解」を公表した。ディスカッション・ペーパーでは、退職給付の分類を「制度」によるものから、より小さな単位である「約定」によるものに変更した上で、こうした一定の制度(約定)に係る退職給付債務については、従来の計算方法ではなく公正価値によっ

て測定するという、現行実務を大きく変更する 可能性がある提案がなされた。

だが、ディスカッション・ペーパーに対する市場関係者からのフィードバックを受け、IASBは限られた時間の中で特定の論点のみを検討するという方針を採ることとした。検討過程で残された問題は次のフェーズで取り扱うこととした。その後、主に回廊アプローチの削除と包括利益計算書における数理計算上の差異の表示といった論点に絞って検討を続け、2011年5月に改訂IAS第19号を公表するに至った。

一方、今後3年間にIASBが取り組むべきプロジェクトの優先順位を決める「アジェンダ・コンサルテーション 2011」によって幅広く意見を募った結果、退職給付に関する包括的な取り組みについては、長期プロジェクトとして取り扱うことが暫定的に合意されており、当面は基準開発としての進展は見込めない状況となっている。

• 提起された問題

我が国でも採用が認められているキャッ シュ・バランス・プランは、給付建制度と拠出 建制度の特徴を併せ持つとされており、従来の 計算方法に従って処理をした場合、様々な問題 が生じるという指摘がなされている。2008年 のディスカッション・ペーパーで指摘された問 題の1つに以下のようなものがある。例えば拠 出額を株価指数に連動したリターンを得る制度 の場合、リターンの最善の見積りを使用してそ れが全期間適用されるという前提のもとに退職 給付見込額を予測計算し、その後に当該退職給 付見込額を、安全性の高い債券の利回りを用い て現在価値に割り引いた場合、株価指数の期待 リターンが優良社債の利回りを上回る場合、退 職給付債務が過大評価されるといったものであ る。現行の IAS 第 19 号では、拠出建制度以外 の制度は給付建制度であると定義されているこ



とから、例に挙げたケースでは、退職給付債務 の評価が過大となり直観に反するというのであ る。

こうしたケースについて、既に欧州では、最 終的に基準化に至らなかった IFRIC 解釈指針 案 D9 号に沿った会計処理をしているケースが あるというのである。この実務のばらつきを排 除するため、改めて解釈指針案 D9 号のプロ ジェクトを再開すべきだという提案がなされ た。

この結果5月の委員会で、これまでの経緯と 問題認識の確認が行われ、アジェンダとして取 り上げることが決定された。7月の委員会で も、IASBとして本格的な基準見直しの動きが ない中で、どのようなスコープで取り上げるか ということと、いくつかの測定方法についての 予備的な議論が行われた。次回9月の委員会で 具体的な提案が行われ、議論を継続する予定で ある。

我が国においてもキャッシュ・バランス・プ

ランには様々なバリエーションがあり、また 2012年1月には厚生年金基金の新財政運用基 準等が見直されて、例に挙げたような株価指数 に連動したリターンを得る制度を設計すること も可能となったようである。今後の委員会での 議論によっては、影響があることも考えられ る。

その他

5月と7月の委員会開催の間に委員の交代が あった。2名の委員が2期目の任期満了となっ たために5月の委員会を最後に退任、7月から 新たに2名の委員が就任した。また、筆者を含 む委員2名が1期目の任期満了となり、IFRS 財団の評議員会で任期更新が承認された。筆者 は残り3年間、2015年6月までが任期となる。 今後とも、微力を尽くす所存である。